

長州藩歴史編纂事業史（其の四）

広 田 暢 久

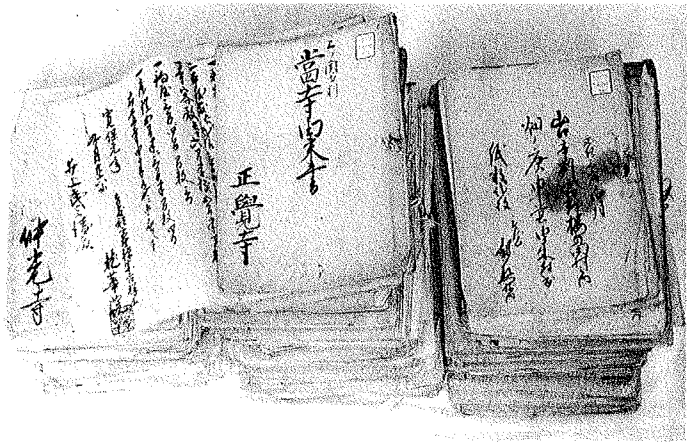
七 寺社由来の編纂

前章でみてきた「地下上申」は、防長両国内村々から藩府「明細絵図方」に提出された「地下図」「明細絵図」を中心として編纂された一連の文書群であった。この「地下上申」と同様に、両国内村々の寺社から「明細絵図方」に提出された一大文書群に「寺社由来」がある。「寺社由来」は、総数二、〇一六点到達する膨大な文書群であり、この中の文書は原則として一寺社ごとに一冊にまとめられ、各寺社の責任者から明細絵図方頭人井上武兵衛宛に提出されている。

この文書群は昭和五十六年度から「防長寺社由来」として山口県文書館から刊行され、現在（昭和六十年二月）は第六卷まで刊行済みであり、今年（六十年）秋には、全七巻が完結する予定である。同書第一巻「解説」によると、「寺社由来」が編纂されたことは五代藩主毛利吉元の「享保改革」の所産として位置づけ、「地下上申」「寺社由来」の編纂

は「改革の第三番目の事業であった」と説明している^①。私もこの解説を書くに当たって参加した当事者の一人であり、右の解説文に責任を負う者の一人である。しかしながら、解説文に「享保改革」と書きながら、その頃の私はこの改革の本質が「文教改革」であったということに気付かなかった。そのためこの改革を政治的な改革とばかり思いこみ、「寺社由来がなぜ寺社奉行所ではなく、明細絵図方に提出されたのか」という一番大切なことを見落したまま「解説」にくりこんでいた。そこでここでは「解説」の補足の意味もこめ、「寺社由来」の編纂の目的とその経過について述べることにする。

前章でふれた「地下上申」とここで述べる「寺社由来」も、共に「明細絵図方」の事業であるが、この「絵図方」の事業に対しては法令・布達類が何一つ残されていない。これは永田瀬兵衛の行った「閲録録編纂事業」に比して、まったく対称的な現象である。このことは何を意味しているのだろうか。私は、「絵図方」のこれらの事業が、藩府の正規の事業ではなかったため、藩府の公記録に残らなかったのではないかと考えている。もちろんこれらの大仕事を遂行するためには、多くの文書が出されたに違いないが、それはあくまでも「絵図方」の内達であって、正規ルートの業務ではなかったため、記録として残されていないのではないかと考えている。このようなことを、なぜ「寺社由来」の編纂目的を書くに当りくどくどとこのように述べるかといえば、法令・布達が仮りに出されているならば、それらに事業の目的が明記されているのが普通だからである。「寺社由来」については、その編纂目的を書いた法令・令達類が何一つ残されていない^②。このことは、本事業の目的を考える場合、かなり制約をうけることであり、この事業が藩主直接の内示のもとに行なわれたことを物語っている。令達類がないため、残された方法としては現存する「寺社由来」の一大文書群を考察し、その中から解答を探り出す以外に方法がないのである。



寺社由来提出写本の一部

では「寺社由来」という二、〇一六点に達する一大文書群は、どのような内容の文書群であるのか。それはこの表題からも分るように、防長両国内(支藩領も含む)の寺社から藩府明細絵図方頭人井上武兵衛宛に提出された、寺社の縁起や由来書の一大文書群であり、明細絵図方が加工し編纂したものではない。大部分は半紙に書かれたものを綴じ合せた冊子体をなしているが、中には継立物形式^③もある。末尾には年月日を付し、差出人である寺社の僧侶や祠官の住所氏名に捺印がある。宛先は大部分が井上武兵衛宛であるが、武兵衛が退任後は後任の平田仁左衛門宛となっている。しかし小庵小祠は専任の僧・社人がおらず、村庄屋が代って報告者となって提出したためか、このような場合は宛名は代官名となっている。この「寺社由来」は村ごとに帙帳に入れられており、この帙帳は寛保期に作成されたとみられ、表書に「寺社由来」と記入されている。「明細絵図方」が編纂したということは、この帙帳をつくり、それに「寺社寺社由来」

長州藩歴史編纂事業史（其の四）（広田）
と命名したことだけである。^④

「寺社由来」の一大文書群の中に、寺社に文書提出を求めて絵図方が示したと考えられる雛型が二通残されている。寺院に対しては「諸寺院由来書出案書」とあり、次の一四条にわたる事項についての報告を求めている。(一)開基・開山、(二)本尊・脇立、(三)絵像仏、(四)縁起、(五)棟札、(六)本寺・末寺、(七)宝物、(八)堂塔・小宮、(九)古墓、(十)判物・詩歌、(十一)釣鐘、(十二)勅額、(十三)山号、(十四)廟所などである。神社に対しては「社家由緒書案文」があり、これには二〇条にわたる報告を求めている。即ち(一)社名、(二)縁起、(三)棟札、(四)宝物、(五)額類、(六)小社、(七)古墓、(八)判物、(九)釣鐘、(十)祭事である。この両案文の最後に、「右御書出之内、全体本字之所ハ点并和訓を付被差出候事、右之外落有之儀は追而御乞合可仕候事」とある。これは「報告書を漢文体で書く場合は返り点や読みがなを付すように。また書き落しなどがある場合は問い合せをするから回答してほしい」ということであろう。これらのことは、鐘銘や棟札を読むことのできる学識のある僧侶や祠官には実行できたであろうが、それ程の学識のない者にとっては、実行を望まれても無理な話であった。従って、実際に提出された「寺社由来」に返り点や読みがなが付けられているものの数はまことに少数である。また、内容が不備のため再提出したと考えられる報告書は確かに数多く残されている。

ではこの「寺社由来」の内容について、いま少し立ち入って検討してみよう。右に述べた雛型でも分る通り、この「寺社由来」という両国内寺社から提出された報告書は、これまでに例のないほど、寺社についてのくわしい実態報告書である。これを寺院についていえば、先ず開基・開山からの由来を書き、次に本尊・脇侍・絵像などに関すること、さらに創建から現在に至る沿革（歴史）を述べなければならぬ。その上寺院の所蔵する一切の宝物類を報告し、境内内のあらゆる建造物を書き上げ、さらには本寺末寺関係・歴代の住職名も書き上げることが求められている。このようなこと

は、いわば寺院に対する実態悉皆調査である。当時において、これ以上の詳細な調査は要求してもできなかったのではないかと考えられる。このことは、神社に対してもまったく同様であった。このため、今回一つの寺社から提出された「寺社由来」は少ないものでも数枚、多いものは数十枚にも達し、中には分冊されているものもある。さて、この「寺社由来」は一体どのような年代にわたり提出されたものであろうか。これを表にまとめたものが左表であり、この表から次のような事柄が指摘できる。

表1 寺社由来提出年代別一覧表

年代	船木	小郡	山口	徳佐	三田尻	都濃	熊毛	上関	前山代	奥山代	大島	宰判
享保	1	6	17	25	3	40	95	—	—	—	—	—
元文～寛延	32	59	98	50	95	40	95	—	45	50	94	—
宝暦～享和	10	20	20	2	1	2	2	36	2	1	1	1
文化～	41	15	36	12	2	14	27	36	7	1	9	9
不明	4	2	18	1	6	13	8	4	9	2	—	—
合計	88	102	189	90	104	72	132	76	63	53	104	—

年代	長府	清末	徳山	岩国	浜崎	奥阿武	当島	前大津	先大津	美祢	吉田	宰判
享保	3	—	1	—	—	—	2	—	—	—	18	—
元文～寛延	1118(55.5)	124	86	—	6	26	73	72	42	1	11	—
宝暦～享和	217(10.8)	17	1	—	—	—	—	—	9	11	27	—
文化～	437(21.7)	117	5	27	—	—	2	6	21	22	37	—
不明	158(7.8)	24	9	14	3	—	—	—	9	7	7	—
合計	2016(100)	285	34	129	3	26	142	83	81	51	100	—

(小山良昌氏作成 昭和57年^⑤)

(1) 提出年代の一番早いものは享保十一年（一七二六）であり、徳佐・山口・美祢宰判が比較的早くから提出している。

- (2) 提出期のピークは寛保期を中心とする元文〜寛延期であり、ほとんどの宰判がこの期に提出している。
- (3) 宝暦期以降も提出は行われ、それ以前に提出されなかった上関、元文〜寛延期に提出の少なかった美祿宰判も、この期には提出している。
- (4) さらに文政期以降も提出は続けられ、これは各宰判において実施されている。
- (5) 右の表だけでは分らないが、(1)〜(3)のことは「地下上申」の提出年代と大まかな点で一致している。では一体何の目的で、「寺社由来」という防長両国内寺社の一斉報告書(悉皆調査)の提出が命ぜられたのであるか。これまでもふれたように、「寺社由来」の提出が藩主毛利吉元の「享保改革」の一環であり、この改革が政治的・改革であるとするならば、寺社を支配している寺社奉行か又は農村を支配している郡奉行がこの報告書の提出を命じたことであろう。しかしながら、この報告書の提出を要請しているのは「明細絵図方」である。当時、「明細絵図方」は前章でふれたように、各村の「明細絵図」作成のため全力を傾注してこの事業に取り組んでいた。そうであるなら、各村の「明細絵図」を作成するために「寺社由来」が必要であったのではないかと考えられる。こう考えて各村「明細絵図」を子細に点検しても、「寺社由来」のように詳細な報告書が必要であったとはとても考えられない。各村の「明細絵図」に記入されている寺社は、民家とは異なる記号が付けられてはいるものの、「○○寺」「××社」という名称が記入されているだけで、「地下上申」に書かれている寺社の記事だけで充分である。なにもわざわざ「寺社由来」という詳細な調査書を提出させる必要はないであろう。それでは何も目的もなく、両国内寺社に対して「明細絵図方」は「寺社由来」の提出を求めたのであろうか。

このことを解明する一つの手がかりとして「寺社旧記」がある。「寺社旧記」は小冊子本であって、寛保二年(一七四二)編で七冊からなりたっている。毛利家文庫目録には本書の解説として次のように述べている。「防長御国廻行程記」の道筋にある寺社草創の由来を「寺社由来」の記述に随って簡明に記された編書」。この解説によると、「防長御国廻行程記」の道筋にある寺社について「寺社由来」の記事を簡明にまとめたものであるという。「寺社旧記」の序文には次のように書かれている。

寺社旧記序

それともろもろの道の記ハ山川里巷^{リキョウ}の勝境に遊歴し、或は古歌旧説にひかれたる所々を探り記すといへり、今此書に載するところは、防長二州御巡行の道筋はかりの寺社草創の来由のミ記すへき命あり、しかハあれとも其地をふますして只寺社家より注進するに随ひ記かゆへに、まゝ齟齬多かるへし、いわんや社司多く疑しきを伝へ、寺僧や、怪しきをとくといへとも、真偽を正すに違あらず、たゞ要用の所はかり記す、なを御道するへは別に行程図に委しく知られたり

右のことをまとめると、次のようになるだろう。

- (1) 世の中に多くみられる紀行文というものは、作者が名所を訪ね旧説にひかれて訪れたところの感想を書き記したものである。
- (2) しかしながら本書に記載していることは、防長両国内において主君がお国巡りをされる道筋にある寺社の創建から現在に至る歴史を書き上げたもので、このことはそのようなことを書けとの上からの令達に従ったものである。
- (3) そのため、現地の状況を知らないまま寺社からの報告書をたよりに本書編纂したものであるから、内容的には間違いが多いと考えられる。



寺社旧記 全冊

- (4) 寺社の祠官や僧侶の報告書には疑点や不明な事柄が多かったが、これらの真偽を確める時間的余裕がなかったので、報告書の中で必要なところだけを採用してまとめざるをえなかった。
- (5) 本書とは別に「行程図」があり、それには道筋のことと詳細に図示している。
- 以上の中から重要なことは、(3)・(4)で述べている寺社からの報告書というものが「寺社由来」であるという点である。従って「寺社旧記」は、寺社から提出された「寺社由来」を材料として、藩主御巡行の道筋にある寺社の歴史を簡単にまとめたものであった。このことは、「寺社由来」は「寺社旧記」を編纂するために寺社から提出させたものであるということであり、「寺社旧記」は(5)の「行程図」(御国廻行程記)の説明文であり案内文であるとみるならば、「行程図」作成のために提出させたものであるとみてもよいであろう。

では、次に「寺社旧記」の凡例をみてみよう。

凡 例

- 一、寺社の次第すへて大小をいわず行程図の順道によつて、其所く数字合紋をしるし置
- 一、寺社草創或は再興の年紀より今書成の年まで凡何年と記之、何年の比とあるはその年号のはしめより大数をもつて記す、然といへとも年紀文明ならざるをハ只その俚に置之
- 一、寺社伝来の証文・縁起・棟札・鏡の銘等まで全文省之、有無の名目はかりしるす、文字分明ならずよミ難きハ強てたゞさす
- 一、寺社の本来其所くよりしるし来る事なきは其まゝに置く、宝物の類も大概省之
- 一、諸寺の院号・山号注進するのミ記之
- 一、寺内の旧塚故あるはかり記之
- 一、凡一月の齋を大祀といひ、三日の齋を中祀とし、一日の齋を小祀といふ事令に載する所、祭祀の法令記すにあたわすといへ共、たゞ社司の告るに随ひ大中小の差別なく、祭事行ひ来れるハ式例にかかわらず一日二日の祭りとしぬ、且神事行列他に勝れて異なるをハ記 龜山神事
能の類なり
- 一、一向宗は寺建立して以後に寺号を本山に請ひ年序を経て免ざる、其内を法名本と号す、寺号免されたるより何年と算え、此宗すへて崇敬の一仏弥陀の外用ひざる故に、本尊何仏とこれを記さす

于時寛保二年

右のことは次のようにいえよう。

- (1) 寺社については規模の大小には関係なく、行程図の道順にそってその場所へ記号を書いて引き合せできるようにした。
- (2) 寺社の創建又は再興が「報告書」ではつきりしているものについては現在まで凡何年と書いた。「報告書」に創建・再興が何年の頃と書いてあるものについては、その年号のはじめから数えて記した。「報告書」で年号のはつきりしないものは年代未詳のままとした。
- (3) 「報告書」に寺社伝来の古文書・縁起・棟札・鏡銘が全文記載されていてもこれは省略し、そのようなものがあるかないかだけを記した。「報告書」の記載でそれらの文字が分らず難解のものもあったが、無理な読みや解釈はしなかった。
- (4) 「報告書」に本寺や末寺のことを書き落している寺社があるが、これは「報告書」どおりにした。宝物についても同じである。
- (5) 諸寺の院号・山号についても「報告書」のとおりとした。
- (6) 神社の祭礼では一カ月かかるものは大祀、三日間のものは中祀、一日のものは小祀ということは令に記載されていて編者は知ってはいるが、祠官の「報告書」にはその区別をせずに書かれているため、「報告書」のとおりに一日二日の祭りを書いて、その祭事については特に記すことはしなかった。ただ亀山八幡の能楽のように、その神事が他の神社のものより勝れているか異なっている場合だけ記している。
- (7) 一向宗（真宗）は寺を建立したのちに本山に申請して認可を受けるのが通例である。この建立から認可までの期間を法名本といっている。このため何年と数える基点は本山から認可を得てからの年数である。さらにこの宗派の

本尊は阿彌陀仏以外にはないことであるから、本尊のことは別に記していない。

右の私のまとめ書に「報告書」と書いているのは、「寺社由来」のことである。この「凡例」は序文で「寺社由来」をもとにこれを要約したと述べているので、「凡例」では「報告書」という主語が省略されている。そのため私のまとめ一ツ書では「報告書」という主語を書き加え、凡例の主旨がよく分るようにした。これをながながと訳出した理由は、「寺社旧記」をどのように要約して「寺社旧記」を編纂したかを示したためである。「凡例」最後の行に、「寺社旧記」の編纂された年である寛保二年（一七四二）という年号が記されている。この年は「寺社旧記」が編纂された年を示すと共に、行程図（行程記）の完成した年であると考えてもよいであろう。

このように、「寺社由来」を「明細絵図方」が両国内の寺社に提出するよう要請した最大の目的は、寛保二年に「明細絵図方」が作成する「行程図」（御国廻行程記）の完成にあつたためと考えられる。この「行程記」は「寺社旧記」という行程順寺社案内とセットになっており、両者が揃ってはじめて「行程図」は巡見案内図として機能するのである。こう考えてくると、「寺社旧記」の編者が誰であるかが問題となる。山本正大氏の研究^⑨によると、「御国廻行程記」の下絵本である大津郡人丸神社本の巻末に「御国廻御行程記此控七巻諸郡廻郡シテ調^⑩、寛保式戌九月、行程記筆者有馬喜惣太、由来書筆者岩崎四郎兵衛」とあり、この岩崎四郎兵衛が「由来書筆者」であると断定されている。私も岩崎四郎兵衛が「寺社旧記」の筆者であると考えており、彼が寺社についての深い知識を持っていたことは、「寺社旧記」の記述から知ることができる。

以上のように、「寺社由来」が「行程図」作成のために防長両国内の寺社から提出されたものであるならば、「行程図」が完成したあとも、なぜ「寺社由来」の提出が続行されたのであろうか。先に掲げた表1で分かるとおり、「寺社由来」

は総数の四〇パーセント近くが宝曆以降に提出されているのである。この事柄をどう考えるべきであろうか。この疑問に対し、次の二つのことが考えられる。

第一は「行程図」完成以後、遅れて提出した宰判は二つあるが、この両宰判共に「行程図」に関係のない宰判だということである。この二つの宰判とは、一つは上関宰判であり、いま一つは美祿宰判である。「行程図」は次章で述べるように、防長両国を一周するコースであって、萩を出発して山陰道を北上し、石州・安芸の国境にそって中国山地を下して岩国に至り、さらに山陽道を西下して下関に着き、下関から山陰道を北上して萩に帰るコースである。このコースに含まれない宰判は三つあり、先にあげた両宰判以外に大島宰判がこのコースに含まれていない。しかし、大島宰判は元文期に「寺社由来」を提出している。「明細絵図方」としては、すべての宰判から寛保期までに「寺社由来」を提出してほしかったに違いないが、直接関係のない宰判は遅れて提出することを許したのではないだろうか。

第二に考えられることは、この「寺社由来」の提出は、「行程図」作成のためだけでなく、寺社に対する宗教統制政策の一環であったのではないかとということである。確かに「寺社由来」は、「行程図」とセットになっている。「寺社旧記」を編纂するための素材として必要であった。だから「明細絵図方」は寺社に対して提出を要請した。しかしながら、「寺社旧記」編纂後も「寺社由来」の提出が已然として続いたことは、これは寺社に関するもっとも詳しい記録として残し、これを宗教行政に役立てようとした藩府の意向があったためと考えられる。

註① 寺社由来解説では改革の第一は藩校「明倫館」の創設、

第二は「萩藩閩閩録」の編纂とし、第三の事業として「寺社由来」の編纂をあげている。

② 法令・通達類が見当たらないのは「寺社由来」だけではなく、「地下上申」もまったく同様である。絵図方事業については法令通達類が公布されていない事が特徴点である。

③ 継立物という形式は、半紙などを継ぎ足して折本のよう
④ 毛利家文庫一二寺社一二〇番「寺社旧記」
に折り、右端の真中にこよりか紐を通して冊子のようにし
⑤ 毛利家文庫三〇地誌五七「御国廻行程記」。この史料に
たものである。
⑥ ついては次章で詳述する。

⑦ 序文に「行程図」といっているのは「御国廻行程記」の
社に由来書の提出を命じ、それを収集し、村ごとに帳帳に
⑧ ことであり、当初は「行程図」と呼んでいたが、この後「御
入れて保存したことであり、これを編纂といっているの
⑨ 国廻行程記」と正式に命名されたと考えられる。

⑩ 史部萩第三〇・三一合併号「有馬喜惣太とその周辺」山
⑪ これは、五十七年に寺社由来解説のため同氏が作成され
本正大著。
たが、解説には使用されなかった。

八 行程記と御国廻行程記の編纂

毛利家文庫地誌の中に「行程記」^①と「御国廻行程記」^②は含まれている。この目録での解説は次のようになっている。行程記

萩城下から山口を経て山陽街道に出で、畿内・東海道(中仙道も)を通り、江戸品川宿に至る街道を中心に書き分けた絵地図(折本)である。左右の山・川・樹木・人家・寺社等が図示され、しかも本村・小村・郡名・寺・堂・本宮・小宮・家・蔵・番所・一里山・高札場・村境・鶴籠立場・山名・古城山には特有な記号と彩色がほどこされている。尚必要に応じて寺社旧蹟等には起源沿革その他の説明が細字の付箋でつけられている。各村ごとに東西南北の角が挿入されて、山野の景観は彩色された華麗な絵地図である。作者は藩の絵図方役人有馬喜三太か。

一 山陽道

- (1) 長門国阿武郡萩↗周防国佐渡郡三田尻
- (2) 周防国佐波郡三田尻↗同国玖珂郡尾瀬川
- (3) 安芸国佐伯郡小野村尾瀬川↗同国賀茂郡四日市
- (4) 安芸国賀茂郡西条四日市↗備後国御調郡尾道

五 中仙道

- (14) 山城国京都↗近江国草津駅
- (15) 近江国草津駅↗美濃国垂井駅
- (16) 美濃国垂井駅↗同国伏見駅
- (17) 美濃国伏見駅↗同国落合駅

- (5) 備後国御調郡尾道↗備前国上道郡藤井駅
- (6) 備前国上道郡藤井駅↗播磨国印南郡賀古川
- (7) 播磨国印南郡賀古川↗撰津国武庫郡西ノ宮
- (8) 撰津国武庫郡西ノ宮↗山城国紀伊郡伏見京境

六 畿内別路線

- (18) 美濃国落合駅↗信濃国福島駅
- (19) 信濃国福島駅↗同国下諏訪駅
- (20) 播磨国赤穂郡佐越浦↗同郡久賀村
- (21) 同国揖西郡正条村↗同郡室津
- (22) 撰津国武庫郡西ノ宮↗同郡西生郡大坂
- (23) 山城国宇治郡伏見藤ノ森↗近江国志賀郡大津追分

二 東海道 伊勢路

- (9) 京都三条大橋↗尾州愛知郡宮
- (10) 尾州愛知郡宮↗駿州安部郡興津川

三 東海道 美濃路

- (11) 駿州安原郡興津川↗武州多摩郡品川
- (12) 近江国志賀郡草津駅↗尾張国愛知郡宮

四 東海道 美濃路

- (13) 尾張国宮駅↗美濃国垂井駅

七 防長路 (1)(2)の複本)

- (24) 長門国阿武郡萩↗周防国佐波郡三田尻
- (25) 周防国佐波郡三田尻↗同国玖珂郡小瀬川

御国廻行程記

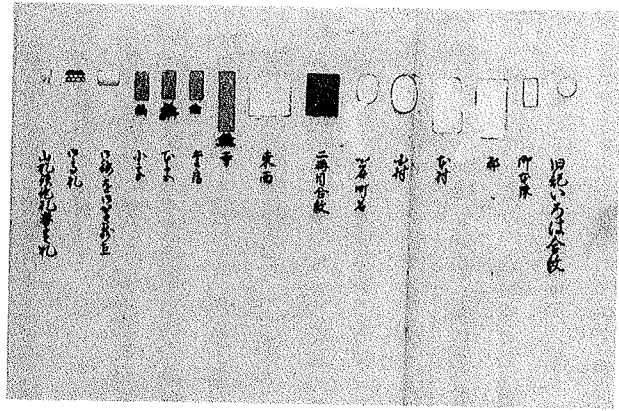
藩主初入国などの時、国内巡見の一定の重要路線があるが、その絵地図で、記載内容は41番と同じ。支藩領の石高家数は本藩領と書分けてある。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 萩↗阿武郡下田万村 | (5) 玖珂郡関戸村↗佐波郡大崎村 |
| (2) 阿武郡下田万村↗同郡徳佐村野坂 | (6) 佐波郡大崎村↗豊浦郡赤間関 |
| (3) 阿武郡徳佐市↗玖珂郡秋掛村亀尾川 | (7) 豊浦郡幡生村↗萩 |
| (4) 玖珂郡山代本郷村↗玖珂郡小瀬村 | |

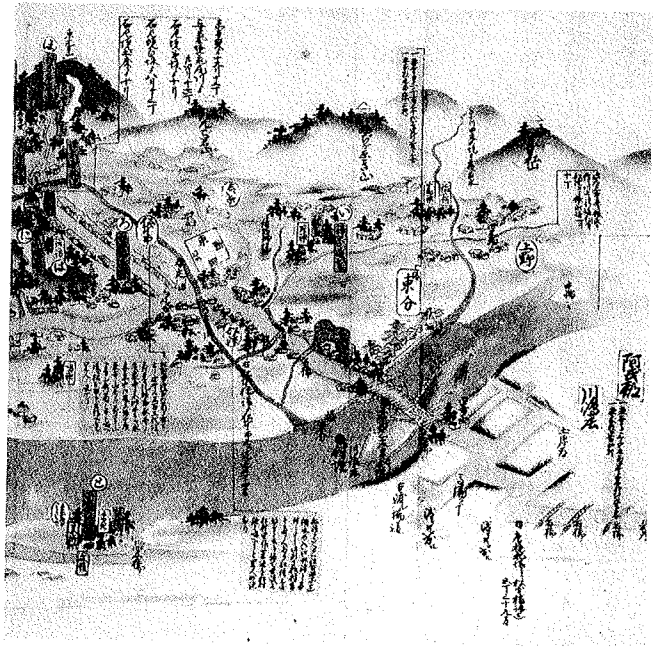
右の解説で分るように、「行程記」は藩主の参勤交代時の道中案内絵図であり、「御国廻行程記」は藩主初入国時の国内巡見路の道中案内絵図である。両書の絵図方は有馬喜惣太であり、これらのことについては山本正大氏の詳しい研究業績^③があるのでここでは詳述せず、山本氏のふれていないことを二点だけ書き上げてみる。

第一点は前章と関係することであるが、「御国廻行程記」の記号と「寺社旧記」の関係についてである。「御国廻行程記」には巻頭に、絵図に使用した記号が明示してある(次頁写真上参照)。記号の一番最初に「○旧記いろは合紋」とあり、これはどのようなことを意味するかを実際の図でみると「○禅宗通心寺」(次頁写真下参照)とあって、この通心寺の説明が「寺社旧記」に記載されているのである。従って、「御国廻行程記」と「寺社旧記」はセットになっているのであり、両者を併用してはじめて巡見街道附近にある寺社の由来を知ることができるのである。

第二点目は「行程記」と「御国廻行程記」の成立年代は何年かということである。前章で「寺社旧記」の成



御国廻行程記 記号見出しの一部



御国廻行程記 松本市

立年代は寛保二年(一七四二)であり、「御国廻行程記」の成立は同時であると考えられるから、同様に寛保二年と推定できるとした。山本氏は「御国廻行程記」七の下絵本が大津郡人丸神社にあり、その巻末に寛保二年の年号があることから、「御国廻行程記」は同年に作成されたものと断定^①しておられ、私も山本氏の断定の通りだと思ふ。このことを裏付ける史料として、最近私の目にふれた次の史料を紹介しておく。

豊浦郡粟野村絵図

寛保式年戌七月十八日 庄や伊兵衛(印)

元年五末ノ歳、明細絵図并地下由来書共ニ地下ニて相済候処ニ、庄屋長府正罷出不居合ニ付、絵図由来書共ニ請取不申庄屋婦候上判形仕差出候ニと畔頭江申付置候、追而阿原村勘場迄差出申之由ニ候へ共、一門ニ相違候哉役所ニ無之故、幸今年御国廻御道筋之行程記就御用此村通路故、今之庄や弟治右衛門道口為案内罷出申ニ付、委細申含此絵図并地下由来書寺社旧記書共ニ井上村滞宿之内、寛保二戌七月十八日彼村より持せ差越申ニ付請取之

右の史料は、地下上申絵図豊浦郡粟野村地下図の裏に記入されているものである。最初の一行と二行目以下とは異筆と考えられ、最初の行は表地下図に差出人である庄屋が署名捺印したものである。二行目以下は藩府絵図方の者が、粟野村地下図を受け取った経緯について記したもので、左のようにまとめることができる。

- (1) 元文五年に粟野村の明細絵図(地下図)と地下由来(地下上申)が地下(粟野村)において作成された。
- (2) そこで庄屋が長府に出頭(粟野村は長府領)して本藩絵図方に渡そうとしたが、行き違いになり絵図方は絵図・由来書共に受け取ることができなかった。
- (3) 絵図方は残っていた畔頭に対して帰村したなら庄屋へ署名捺印の上、先大津宰判の河原勘場へ絵図・由来書を提出するように指示したが、どうしたわけか庄屋へ伝わらず提出されなかった。

(4) 幸せなことに今年(寛保二)御国廻行程記を作成する御用を命ぜられ、粟野村を通過することになり、同村の庄屋の弟治右衛門が道案内人となった。

(5) そこで治右衛門にこれまでの事情を説明し、地下図・地下由来書(地下上申)・寺社旧記(寺社由来)を井上村の宿所まで持参させて受け取った。この受取日は寛保二年七月十八日である。

右のことから、絵図方の三大事業である地下上申・寺社由来・御国廻行程記の編纂期が、長府領北端の村である粟野村に関する限り、寛保二年(一七四二)に集中的に解決したことが分る。絵図方の誰が地下図・寺社由来を受け取り、絵図の裏面にその経緯を書きつけたか分らないが、寛保二年に御国廻行程記作成のために粟野村を通り、その際に同村が地下上申・寺社由来の未提出村であることに気付き、急きよ提出方を要請したことがよく分る史料である。

この年藩主毛利宗広は御国廻りを実施し、十月三日朝阿川村から粟野村を通って河原市で昼休みをとり、夕方瀬戸崎で一泊している。^⑤この一行に加った絵図方は頭人の井上武兵衛(平田四郎左衛門と交代勤務)、絵図方筆者岩崎四郎兵衛、絵図方絵描有馬喜惣太の三名であった。このように三名が御国廻りに随行したことは、井上武兵衛は地下上申、岩崎四郎兵衛は寺社由来、有馬喜惣太は御国廻り行程記を完成させるため、現地をしっかりと観察するためであったと考えられる。そこでこの御国廻りに先達ち、絵図方下役の者が三カ月前に事前に巡行して、未提出村から報告書を急いで収集したのが絵図裏書の記載となったのではないかと考えられる。従って、寛保二年が「御国廻り行程記」の完成年とみて間違いないであろう。「行程記」の完成年もほぼ同時期ではないかと考えているが、こちらについて何も確証がない。

註① 毛利家文庫三〇地誌四一番「行程記」。

大著。

② 前章註⑥参照。

④ 前章註⑧参照。

③ 史都秋三二号「秋藩主の御国廻り行事について」山本正

⑤ このことについては③参照。